

税務相談室

持分なし医療法人への移行について(その2)

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

持分なしの医療法人に移行するにあたって新設された制度である医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税・相続税の納税猶予および免除について教えてください。

回答

1. 贈与税の納税猶予および免除

(1) 納税猶予

- ①個人が経済的利益を受けた場合に贈与税が課されることがある。
- ②医療法人の持分を有する個人がその持分の全部または一部放棄をした場合には他の持分を有する個人が経済的利益を受けたことになり贈与税が課せられる。
- ③医療法人が認定医療法人^(※)の認可を受けた場合には贈与税を納税猶予にできることになった。
- ④そのためには贈与税の申告書にこの特例の適用を受けようとする旨を記載することが必要である。
- ⑤猶予期間は認定移行計画に記載された移行期限までで担保の提供が必要である。

(2) 免除

移行期限までに次の①または②に該当することとなった場合には、次の①または②の金額に相当する贈与税は免除される。

- ①受贈者が有している認定医療法人の持分のすべてを放棄した場合…納税猶予分の贈与税額の全額
- ②認定医療法人が基金拋出型医療法人へ移行する場合において、受贈者が有しているその認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分とその基金拋出型医療法人の基金として拋出したとき…納税猶予分の贈与税額から基金として拋出した金額に対応する部分の税額として納付することとなる金額を控除した残額。

※認定医療法人とは

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための

医療法人等の一部を改正する法律」に規定する医療法人をいい、具体的には平成26年改正医療法施行日(2014(平成26)年10月1日)から3年(2017(平成29)年9月30日)の間に、移行計画を作成し厚生労働大臣の認可を受けた医療法人をいいます。

よって「持分なし医療法人」へ移行するためには、この期間内に移行計画を厚生労働省に申請して認可を受ける必要があります。なおその移行計画には、移行する新医療法人の種類を記載することとなります。移行期間は認可後3年間となります。

2. 相続税の納税猶予および免除

(1) 納税猶予

- ①個人が「持分ありの医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合は相続税を課せられる。
- ②その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは相続税の納税猶予が受けられることになった。
- ③そのためには相続税の申告書にこの特例を受けようとする旨を記載することが必要である。
- ④猶予期間は認定移行計画に記載された移行期限までで担保の提供が必要である。

(2) 免除

贈与税と同じ取扱いとなる。

認定医療法人の活用としては、次の場合にも有効である。

1. 持分なしへの移行に反対する出資者がいる場合
認可医療法人になり出資額面金額で払い戻しをして退社させ移行する。
2. 持分なしへの移行前に出資者に相続が発生した場合(事後的に対策を講じることができる)
相続税の申告提出期限までに認定医療法人になり納税猶予の適用を受け、移行期限まで移行し相続税の免除を受ける。